

吸収合併に係る事前開示書類（変更）

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条第 7 号に定める書面）

2022 年 12 月 12 日

J トラスト株式会社

2022年12月12日

吸収合併に係る事前開示事項（変更）

東京都港区南麻布四丁目5番48号
Jトラスト株式会社
代表取締役 藤澤 信義

Jトラスト株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2022年11月14日付で株式会社ミライノベート（以下、「ミライノベート」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年2月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ミライノベートを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、当社は、2022年11月22日付で会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前開示書類の備置きを行っておりますが、当社が2022年12月12日付で本店所在地の変更を行ったことに伴い、同日付で吸収合併契約に係る変更契約を締結いたしました。これに伴い開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第191条第7号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

【変更前】

1. 吸収合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）の内容

別紙Ⅰのとおりです。

【変更後】

1. 吸収合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）及び吸収合併契約に係る変更契約の内容

- (1) 吸収合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）の内容

別紙Ⅰのとおりです。

(2) 吸収合併契約に係る変更契約の内容

当社は、2022年12月12日付で、ミライノベートとの間で本合併契約に係る変更契約を締結いたしました。その内容は別紙I-iのとおりです。

以上

別紙 I - i

吸収合併契約に係る変更契約の内容

吸収合併契約に係る変更契約書

Jトラスト株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社ミライノベート（以下、「乙」という。）は、甲乙間で締結した2022年11月14日付吸収合併契約書（以下、「原契約」という。）の内容を変更することにつき以下のとおり合意し、2022年12月12日付でこの変更契約（以下、「本変更契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本変更契約で用いられる用語は、本変更契約で定義されるものを除き、原契約で定義される意味を有するものとする。

第2条（原契約の変更）

甲及び乙は、甲が2022年12月12日付で本店所在地を変更したことに伴い、原契約第2条を以下のとおり変更することに合意する。

【変更前】

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

- (1) 吸収合併存続会社
商号：Jトラスト株式会社
住所：東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
- (2) 吸収合併消滅会社
商号：株式会社ミライノベート
住所：東京都品川区西五反田七丁目17番7号

【変更後】（下線部は変更箇所を示す）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

- (1) 吸収合併存続会社
商号：Jトラスト株式会社
住所：東京都港区南麻布四丁目5番48号
- (2) 吸収合併消滅会社
商号：株式会社ミライノベート
住所：東京都品川区西五反田七丁目17番7号

第3条（本変更契約に定めのない事項）

本変更契約に定めのない事項は、原契約のとおりとする。

本変更契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2022年12月12日

東京都港区南麻布四丁目5番48号

甲 : Jトラスト株式会社
代表取締役 藤澤 信義

東京都品川区西五反田七丁目17番7号

乙 : 株式会社ミライノベート
代表取締役 泉 信彦